

加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税についてかかるもので、次の3種類があります。

● 過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が本来申告すべき額より少額のため、後日増額の申告をしたり、増額の更正を受けた場合にかかります。

納める額……………増差税額の10/100（一部5/100を加重）

● 不申告加算金

期限後に申告した場合又は期限内に申告しなかった場合にかかります。

納める額

期限内に申告しなかった場合……………納付すべき税額の15/100

（50万円を超える部分:20/100、300万円を超える部分:30/100）

期限後に自発的に申告した場合……………納付すべき税額の5/100

※期限から1月以内に自発的に申告した場合で、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合には、不申告加算金は徴収されません。

● 重加算金

二重帳簿などによって故意に税をまぬがれようとした場合にかかるもので、この場合には過少申告加算金、不申告加算金はかかりません。

納める額

期限内に申告をしている場合……………増差税額の35/100

期限内に申告をしていない場合……………増差税額の40/100

※以下のいずれかの要件にあてはまる場合で、再び不申告加算金または重加算金を課される場合には、上記割合に10/100が加算されます。

・平成29年1月1日以後申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年間に不申告加算金または重加算金を課されたことがある場合

・令和6年1月1日以後申告書の提出期限が到来するものについて、前年度及び前々年度に不申告加算金または不申告加算金に代えて重加算金を決定すべきと認められる場合